

福祉サービスを市役所に申請しに行った帰り道、難病患者のBさんないと申請できない」って、いわれないと申請できない」って、いわれたよ。病院での診断書にまた何千円たよ。病院での診断書にまた何千円たよ。福祉の申請が有料だなんて、おかしいぞ。研究への協力だと思って、いるのに、軽症患者の登録証ぐらい、いるのに、軽症患者の登録証ぐらい、

## 重症化したら迅速に手続き障害者サービスの申請時に

## 難病の登録証明書は必要です

旧特定疾患(56 疾患)の時代には、軽症患者約6万人に「特定疾患登録者証」が交付されていました。医療費の公費負担はありませんが、ホームヘルプサービスや日常生活用具給付など、福祉サービスを利用するとき、病名の証明書として活用されていました。(ただし、当時は30疾患の「軽快者」が対象)

病状が悪化したら、審査を経て、悪化が確認された日に遡って交付負担の対象となる制度です。

重症化したら円滑に受給者証を発行する。障害者サービスの利用に必要な証明書になる。これは、いまも必要とされるサービスです。

難病対策委員会では同様のサービスが検討されましたが、時間切れで今日に至っています。5年めどの難病法見直しを目前に控えた今、ただちに検討を始めてください。

旧特定疾患を対象とした経過措置が今年末で終わります。これまで蓄積されてきた軽症を含むデータが、一気に散逸する恐れがあります。今がラストチャンス。軽症者の登録制度をただちに実現していただくとともに、軽症を含む登録制度へ条件が整備するまでは、経過措置を延長してください。